

岡山県土木部指定管理者候補選定委員会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 別表1に掲げる土木部が所管する公の施設の指定管理者候補（以下「指定管理者候補」という。）の選定その他指定管理者制度の適正な運営を図るため、岡山県土木部指定管理者候補選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、審査を行うものとする。

- (1) 指定管理者候補の選定に関する事項
- (2) 指定管理者の募集条件等の設定に関する事項
- (3) その他指定管理者制度の適正な運営に関する事項

（委員会の構成等）

第3条 委員会は、各施設ごとに別表2に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、指定管理者候補の指定を行うまでの期間とする。ただし、委員の同意を得て、これを延長し、又は短縮することができることとする。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。ただし、県職員は委員長に選任しないこととする。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故又は支障があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長及び委員は、自らが、委員会において審査を行う法人その他の団体の役員であるなど利害関係を有すると認められる場合には、当該審査に参加することはできない。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、土木部監理課及び関係課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月17日から施行する。

この要綱は、平成22年6月7日から施行する。

この要綱は、平成23年6月27日から施行する。

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

この要綱は、平成28年7月8日から施行する。

この要綱は、令和2年6月18日から施行する。

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 7 月 1 2 日から施行する。
この要綱は、令和 7 年 6 月 3 0 日から施行する。
この要綱は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

別表 1

施 設 名
岡山県総合グラウンド（岡山武道館を除く。）
岡山県倉敷スポーツ公園
県営住宅